

ASAHI NEWS

令和8年6月10日
第195号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 6月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

所得税の予定納税額の通知：6月15日

個人の都道府県民税・市町村民税の納付(第1期)：6月30日
(都道府県の条例で定める日)

経営・経済

6月11日：法人企業景気予測調査発表(財務省・内閣府)

6月15日：日銀金融政策決定会合(日銀、16日まで)

6月19日：全国消費者物価指数発表(総務省)

6月23日：世界経済フォーラム夏季会合(夏季ダボス会議)(遼寧省大連、25日まで)

6月25日：1～3月期の米GDP確定値発表(米：商務省)

6月25日：1～3月期の資金循環統計速報発表(日銀)

6月30日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



「取引相場のない株式

～純資産価額方式における法人税額等相当額の控除割合に係る改正～」

取引相場のない株式を評価する際には類似業種比準方式、純資産価額方式や配当還元方式等の方式がありますが、令和8年4月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得する取引相場のない株式等の評価については一部改正がされました。

具体的には、純資産価額方式にて一株当たりの純資産価額を算定する際、純資産の含み益から控除する法人税等相当額の割合について見直しがされましたので、本稿では当該見直しの内容についてご説明します。

改正の背景

我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、それに伴う安定的な財源を確保するという観点から令和7年度の税制改正において防衛特別法人税が創設されました。防衛特別法人税が令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることに伴い、取引相場のない株式における一株当たりの純資産価額を計算する際の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の部分について改正がされました。

具体的な見直し内容

純資産価額方式における「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の算定に用いる「法人税(地方法人税を含む。)、事業税(特別法人事業税を含む。)、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合」(以下、「法人税率等の合計割合」という。)が37%から38%に改正されました。

なお、防衛特別法人税の算定における基礎控除額に相当する金額については、評価方法の簡便性を考慮し、「法人税率等の合計割合」の算定に当たっては加味されておりません。

【純資産価額方式の計算方法(算式)】 ※国税庁資料を一部加筆



$$\text{純資産価額} = \left[\text{純資産価額} - \text{負債の合計額} - \text{評価差額に対する法人税額等に相当する金額} \right] \div \text{発行済株式数}$$

※相続税評価額による総資産価額

改正前: 含み益(純資産価額－負債の合計額) × 37% で計算

改正後: 含み益(純資産価額－負債の合計額) × 38% で計算

【参考】財産評価基本通達186-2(評価差額に対する法人税額等に相当する金額) ※赤字が改正部分

改正前	改正後
185《純資産価額》の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に37%(法人税(地方法人税を含む。)、事業税(特別法人事業税を含む。)、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合)を乗じて計算した金額とする。 (1)、(2) (省略) (注)1～3 (省略)	185《純資産価額》の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に38%(法人税(地方法人税及び防衛特別法人税を含む。)、事業税(特別法人事業税を含む。)、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合)を乗じて計算した金額とする。 (1)、(2) (省略) (注)1～3 (省略)

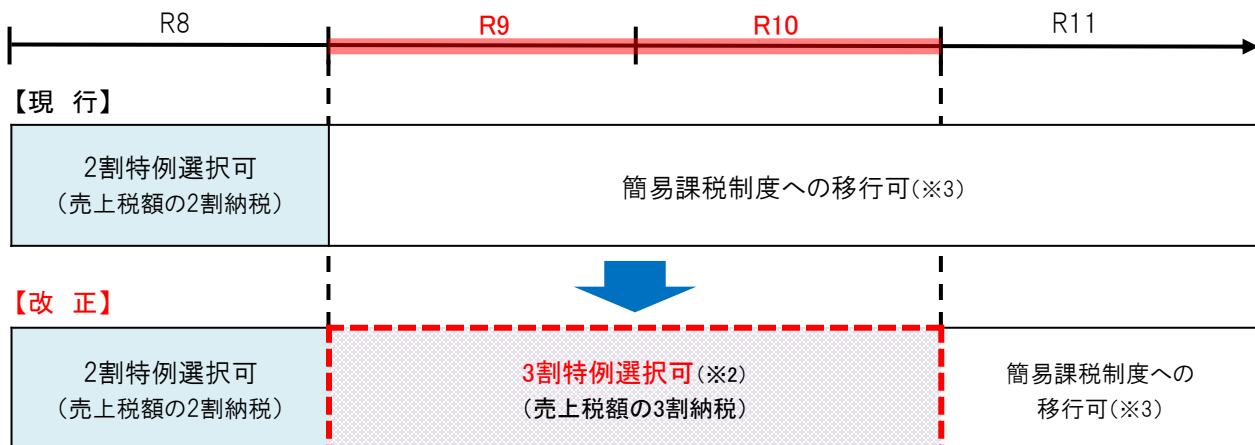
以上のように、令和8年4月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得する取引相場のない株式等については改正がされましたので、一株当たりの純資産価額を計算する際にはご注意ください。

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

小規模事業者に対する負担軽減措置(2割特例)の見直し

適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に対する事務負担軽減措置として、現行の「2割特例」終了後、新たに「3割特例」の選択適用が可能となります。

改正の内容



(※1) 3割特例の選択が可能となるのは「個人事業者」のみで、「法人」は全て対象外となります。

(※2) 免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限り選択可能となります(2割特例と同様)。

(※3) 3割特例(2割特例)の適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに「簡易課税制度選択届出書」を提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

【適用時期】 令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間について適用されます。

2割特例(3割特例)とは

消費税2割(3割)特例とは、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった方について、3年の間、納付税額を売上げに係る消費税額の2割(3割)とすることができる特例です。

基本的には、インボイス発行事業者の登録を受けている、基準期間(及び特定期間)の課税売上高が1,000万円以下の事業者が対象となります(事前の届出は不要)。

※その他の詳細な要件については「2割特例適用可否フローチャート(国税庁HP)」をご確認ください。

【消費税有利不利判定について】

消費税の計算には「2割(3割)特例」や「簡易課税」といった制度がありますが、これらはあくまで「売上」を基準に納税額を計算する仕組みです。

一方で、店舗の改装や機械設備の導入など、多額の設備投資を行う場合には「原則課税(本則課税)」を選択するのが有利となるケースがあります。原則課税では、支払った消費税が預かった消費税を上回った場合、その差額を還付金として受け取ることができるからです。

ただし、各制度を選択するには適切なタイミングでの届出が必要だけでなく、一度選択すると「2年間(場合によっては3年間)は変更できない」という継続適用の縛りがある場合もあります。

弊社では、お客様が常に最も有利な方法を選択できるよう、最新の税制に基づいたアドバイスを行っております。有利な制度を適用するには事前の届出が必要な場合も多いため、お悩みの時は担当者までお問い合わせください。

【参考】(国税庁HP)消費税2割特例特設ページhttps://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_2tokurei.htm

朝日税理士法人・朝日ビジネスサービスでは、その他の税制サポートも支援しております。
ご不明な点は、弊社担当者へお気軽にご相談ください。